

# 平成27年白老町議会議案説明会会議録

平成27年11月20日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時00分

---

## ○議事日程

1. 白老町議会定例会 11月会議議案説明

---

## ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会 11月会議議案説明

---

## ○出席議員（12名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君  | 2番 小西秀延君  |
| 3番 吉谷一孝君  | 4番 広地紀彰君  |
| 6番 氏家裕治君  | 7番 森哲也君   |
| 8番 大渕紀夫君  | 9番 及川保君   |
| 10番 本間広朗君 | 12番 松田謙吾君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |

---

## ○欠席議員（2名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 5番 吉田和子君 | 11番 西田祐子君 |
|----------|-----------|

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 総務課長    | 大黒克己君 |
| 財政課長    | 安達義孝君 |
| 企画課長    | 高橋裕明君 |
| 経済振興課長  | 本間力君  |
| 農林水産課長  | 石井和彦君 |
| 生活環境課長  | 山本康正君 |
| 町民課長    | 畑田正明君 |
| 税務課長    | 南光男君  |
| 上下水道課長  | 田中春光君 |
| 建設課長    | 竹田敏雄君 |
| 健康福祉課長  | 長澤敏博君 |
| 高齢者介護課長 | 田尻康子君 |

|        |       |
|--------|-------|
| 学校教育課長 | 高尾利弘君 |
| 生涯学習課長 | 武永真君  |
| 子ども課長  | 下河勇生君 |
| 病院事務長  | 野宮淳史君 |
| 消防長    | 中村諭君  |

---

○職務のため出席した事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 岡村幸男君 |
| 主査   | 増田宏仁君 |

---

### ◎開会の宣言

○議長（山本浩平君） これより第2回定例会11月会議の議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（山本浩平君） 11月26日に開会する11月会議に町長から提案のあった議案は一般会計補正予算1件、副町長の選任同意、教育長の選任同意、教育委員会委員の選任同意の人事案件3件、合わせて4件であります。

日程第1、議案第3号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第3号でございます。平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算それぞれ5,512万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額がそれぞれ93億4,450万9,000円となる補正でございます。補正の内容としましては地方創生先行型交付金事業が6事業、平成25年度緊急雇用創出事業の国庫返納金返還金に伴う補正でございます。その他一事業補正の内容となっております。私の説明の後に、この6事業の手元別紙についている内訳のほうで詳細についてご説明申し上げます。

それでは2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。4ページからの歳入歳出事項別明細書の6ページの歳出からご説明申し上げます。歳出、1款議会費、1項1目議会費、議員報酬等でございます。5万1,000円の補正でございます。職員手当でございまして議員期末手当等でございますが、この度の町議会の改選に伴いまして就任議員1名分の方が100分の30あたるということと、退任される議員が1名おりましてその方につきましては12月1日現在の基準日でございますが1か月前まで退職部分もあたるということで、その方の分が100分の80合わせて100分の110ということで10%多くなるということで、この部分が足りなくなったということで5万1,000円の補正をするものでございます。財源は一般財源でございます。

次に2款総務費、1項9目企画調整費、「まちづくり会社」設立調査事業でございます。100万円の事業でございます。これは全額交付金事業でございます。調査委託料として設立調査等業務委託料。業務委託料の中には研修会の開催、手続等の資料収集、行程表等の作成業務が含まれております。

次に多文化共生人材育成事業1,153万1,000円でございます。この事業も交付金事業でございます。まず旅費として費用弁償が187万4,000円、普通旅費が284万2,000円。これは多様なまちづくりの先進地として世界的にも有名なポートランド市への視察研修と、多文化共生まちづくりを担う人材育成事業として九州の水俣市と岩手県の遠野市のほうに視察を派遣する事業でございます。ポートランド市は10名、水俣市は7名、遠野市は3名でございます。

次に需用費でございまして消耗品につきまして6万円は事務費の計上でございます。燃料費

2万円につきましては先程説明した水俣市に行くためのレンタカーのための燃料費としての計上でございます。

次に委託料、多文化共生人材育成業務委託料として663万5,000円でございますがこれは先程説明申し上げました水俣市の視察のコーディネーター、ポートランド州立大学の共同研究業務と多文化共生シンポジウム開催業務にあたる経費の計上でございます。

次に使用料及び賃借料につきましては車借り上げ料ということで水俣市の視察で交通機関が非常に不便だということでレンタカーを借りるということでございます。その計上の10万円でございます。この財源につきましては国が1,150万円、一般財源が3万1,000円となっております。

次に8ページ、9ページでございます。3款民生費、2項1目児童福祉総務費、子ども育成推進経費54万1,000円の事業でございます。この事業につきましては子育て支援に係る利用者へのサービスの周知、関係機関との連絡調整、広報、啓発等の実施業務にするための臨時職員を採用するものでございます。12月からの採用といたします。この事業につきましては国が3分の1、18万円、道補助金が18万円3分の1、残り一般財源が18万1,000円となっている事業でございます。

次に子育てタウンしらおい推進事業519万2,000円の計上でございます。この事業におきましては子育て世代の親子を対象としたイベント開催を行うものでございます。まず報償費として講演謝礼として15団体の出演者の謝礼金。それとパフォーマンス等の関係団体に支払う経費等で65万円。開催当日の託児謝礼として7万7,000円の計上でございます。

次に需用費でございますが消耗品、印刷製本費については事務費計上でございます。賄材料費としまして当日開催日の参加者に対する昼食代、材料を買って会場でつくるといったための賄材料として10万5,000円を計上しております。

次に役務費でございますが通信運搬費として当日、木のおもちゃをお借りするための運搬費として5万円の計上。委託料としては講演会講師派遣業務委託料として講師の招聘でございますけれども、プロダクション等に加入されている方ということで委託料で計上で55万円。それと子育てガイド作成業務委託料、子育て支援のプログラム制度等編集業務と印刷でございます。部数は3,000部を印刷する予定でございます。352万5,000円の計上でございます。この財源につきましては交付金500万円、一般財源が19万2,000円となっております。

次に7款商工費、1項1目商工振興費、地域特性を活かした商業・観光振興事業ということで1,020万円の計上でございます。負担金、補助及び交付金として計上でございます。これは本町の地域特性を活かして新商品の開発、サービスの向上、商品のリニューアル、販売促進事業目的とした事業に対する補助でございます。1件上限200万円として5件分1千万円の計上でございます。残りは事務費ということでございます。これは全額、商工会のほうに補助を行って執行する事業です。財源につきましては交付金1千万円、一般財源が20万円となっております。

次に10ページ、11ページです。空き店舗活用・創業支援事業でございます。1,600万円の計上でございます。委託料として空き店舗実態調査業務委託を行います。これにつきましては100万円の計上でございます。負担金、補助及び交付金として空き店舗活用・創業支援事業助成金

としました店舗にお住まいの方が移転をしてもらうための助成金として上限200万円の3件分600万円の計上。また空き店舗利用した創業支援を行う方に対して上限300万円の3件分900万円、合計1,500万円の計上でございます。財源は交付金1,560万円、一般財源が40万円となっております。

次に2項1目観光対策費、白老町観光連携型6次産業人材育成事業520万8,000円でございます。償還金、利子及び割引料ということで国庫支出金等の返納金でございます。これにつきましては冒頭で説明したとおり平成25年緊急雇用創出事業に対する会計検査員の指摘事項により、このたび国庫金を返還する経費でございます。これにつきましては財源は全額一般財源でございます。

次に白老おもてなし環境整備事業540万円の計上でございます。負担金、補助及び交付金として白老おもてなし環境整備事業補助金、観光協会に全額補助してとり行う事業でございます。内容としましては、象徴空間に合わせた集客として、のぼり看板の作成として295万円、Wi-Fiルーター等機器の一部助成で40万円、おもてなし研修として15万円、多言語パンフレットの作成150万円、事務費40万円の計上でございます。財源につきましては交付金が500万円、一般財源が40万となっております。これで歳出のほうの説明は終了させていただきまして一般財源の歳入のほうの4ページ、5ページをお開きください。

20款繰越金、1項1目繰越金でございます。今回の事業に充てた666万3,000円を充当いたします。7号補正で5,230万1,000円の留保額がございましたので、このたびの繰越金の充当を充てることによって残り留保額が4,563万8,000円となります。以上で8号補正の説明を終わらせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** それでは引き続きまして交付金に関する事業の説明を順次お願いをいたします。「まちづくり会社」設立調査事業。

高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** 議案第3号の一般会計補正予算に計上しました地方創生先行型事業について詳細について追加説明させていただきます。説明資料をご覧ください。このたびの交付金事業は、先駆性を有する事業として採択されましたタイプⅠが4事業、10月30日までに総合戦略を策定した場合に該当となるタイプⅡが2事業ということで交付金事業が合計6事業となっております。個別の事業説明に入ります前に全体概要の参考資料をつけておりますので先に説明させていただきますが、参考資料1というのが総合戦略の概要版、参考資料2というのが多文化共生の概念図、参考資料3が多文化共生を推進する体系図、参考資料4が「まちづくり会社」の組織と事業のイメージ図となっております。それでは1ページの参考資料1についてであります。策定いたしました総合戦略の概要版でございますけれども、このたびの交付金事業は先行事業として採択をいただいたものでありますので総合戦略との関連について先にご説明いたします。

資料1の「まちづくり会社」設立調査事業と資料2の多文化共生人材育成事業につきましては、この概要版で申しますと柱1の象徴空間を中心とした多文化共生のふるさとづくりに該当して一番右側の欄にあります、主な取り組みに白老版DMOによる多文化共生のまちづくりプ

プロジェクトの主要事業として位置づけております。資料3の「子育てタウンしらおい」推進事業につきましては柱4の主要事業の先行型として、資料4の地域特性を活かした商業観光振興事業と資料5の空き店舗活用・創業支援事業は柱3の主要事業として、資料6の白老おもてなし環境整備事業は柱2の主要事業の先行型として総合戦略の推進事業に位置づけております。

次に2ページの参考資料2でございますけれども、今後まちづくりの上位概念として位置づけてまいります多文化共生についてであります。これは事業の背景となる説明でございますけれども、白老町の多文化共生の特徴は日本国内に見られる外国人の住みやすい環境づくりの視点ではなくて、国内唯一の先住民族文化発信拠点を活かしたグローバルな視点でございます。これまで本町が培ってきました民族、文化、教育という共生や古くは仙台藩、または入植者、温泉分譲地、企業誘致などの移住者との共生、そして町内においては地域活性化を目指して虎杖浜から社台地区の回遊性を高めて経済への好循環を生み出す産業の共生、共助の精神により高齢者、障がい者も元気に安心して生きていく暮らしの共生などを活かして発展させていくということを明確にして、相手のことを尊重理解し共に支え合って豊かに生きていく多文化共生社会を目指すことを理念とする多文化共生のまちづくりというものの概念図として整理しております。

次に3ページの参考資料3でございます。推進プログラム体系についてでございますが現時点における多文化共生を進める課題と取り組みの3つの柱として考えているコミュニケーション支援、人材育成支援、産業振興支援というものと役割、体制づくりと目指すまちづくりを整理しておりますけれども、これを先進地と共同研究実践として取り組んで白老町独自のプログラムとして進めていく予定であります。今年度は先行して多文化共生の理解を広め人材育成プログラムに着手してまいるところでございます。

最後に参考資料4、4ページでございます。4ページは「まちづくり会社」の現時点での組織イメージと事業イメージについて整理しております。これは4月15日の象徴空間調査特別委員会で説明し、4月20日に活性化推進会議で策定した活性化推進の基本構想の活性化推進分野に掲げられた民間活力を活かせる体制整備に位置づけた「まちづくり会社」の設立事業でございます。現在、策定中の活性化推進プランに取り込まれていく事業となっております。最近よく耳にしますDMOについてでございますが、国のまち、ひと、しごと創生基本方針に取りあげられる地域経済全体の活性化に有効であるということから、このDMOが重視されております。簡潔に申しますと地方創生策の1つとして地域の風土、文化にあった組織形態をつくることで地域を活性化させるビジネスモデルの形成を目指している。DMOと申しますのはディステーション、マーケティング・マネージメント、オーガニゼーションの略でございます。マーケティングに基づく観光地域の戦略策定や推進、地域内の幅広い関係者との合意形成・参画そういうもので観光地域づくりのマネージメントを担う機能や組織のことをいっております。白老町では組織イメージとして象徴空間の整備による活性化に向けたまちづくりに参画する団体等の合意を得て民間資金や専門家の人材活用などをふまえて観光地域づくりを目指す白老版のDMOとして「まちづくり会社」の設立を検討しているところでございます。現時点においての業務のイメージとしましては下段の中央に書かれております内容で収益事業として施

設管理、着地型観光販売ですとか物販事業、イベント事業、公共事務事業の受託などが想定されており、非収益事業としては市場調査、宣伝活動、人材育成、案内業務、管理系業務などを想定しているところでもあります。この前欄の参考資料につきましては以上のとおりであります。

次に5ページからの個別事業の説明に入らせていただきます。引き続き私のほうから資料1と2についてご説明いたします。5ページの資料1「まちづくり会社」設立調査事業についてであります。この事業は「まちづくり会社」設立に向けた組織、体制、業務内容や役割、資本金、出資金といった実施方策の調査、設立までの準備手続きの行程や方法などをプランとしてまとめる計画策定業務であります。さらには理解検討を深めるための研修会を開催するというようになっており、業務をプロポーザル方式による委託でやる予定です。予算額は100万円でございます。

6ページ資料2の多文化共生人材育成事業についてであります。この事業は多文化共生人材育成の先進地と共同研究を行って白老町多文化共生育成人材プログラムを構築するための事業であります。単なる視察とは違って先進地のほうにコーディネートをお願いして議論検討と実践者の生のお話や活動に触れることで白老町に活用できるものを見つけ取り入れていくという共同研究の活動事業となっております。本年度中の検討報告を兼ねて、その後の展望を示すシンポジウムを3月に開催する予定であり、理解と共有を広げていく予定となっております。事業費は総額で1,153万1,000円となっております。先進地の予定といたしましては国内では熊本県水俣市。水俣市は、水俣病という負の遺産から現在の環境都市への変貌をとげました。そこで活動した地元学ネットワークを主催した方や、元水俣市長、水俣病の語り部、環境改善を实践された方たちに受け入れのコーディネートをお願いして講義やゼミナールを行って共同研究しようと考えております。岩手県遠野市は柳田國男の物語でよく知られておりますが日本民俗学発祥の地で遠野文化研究センターや、町おこしセンター、観光交流センターや学校跡地を活用した未来づくりカレッジによる人材育成等を行っているまちでございます。さらに海外都市としてアメリカのオレゴン州ポートランド市であります。ポートランド市は多民族多文化の都市ですけれど全米ベストシティランキング第1位というまちで全世界からまちづくりの手本と評されております。一翼を担ってきたのがポートランド州立大学でございます。ポートランドの住民自治は40年以上の歴史をもっており住民組織である近隣自治組合、日本でいう町内会のようなものですが行政組織である近隣参加局いうものを設置して住民自治実現するとともにポートランド州立大学では全学生に市民としてまちにいかにかに貢献できるかということを実践的に学ぶプロジェクトを全学年にわたる必須科目として設置されております。多文化共生人材育成教育が実践されているということでございます。ポートランドとの事業はポートランド州立大学の日本人である西芝先生という方と東京財団の週末学校というものに参画していただいて、白老町の多文化共生人材育成プログラムの共同研究による構築を行うとするものでございます。私からは以上でございます。

○議長（山本浩平君） 続きまして子育てタウンしらおい推進事業について。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 資料3の子育てタウンしらおい推進事業についてご説明いたし

ます。事業費ですがトータル519万2,000円で国から500万円、一般財源から19万2,000円となっております。町内の子育て世代が不安なく子育てができる環境づくりにしたいと考えている中で、町内子育て世代の親子を対象とするイベントを開催しまして、子育てに関する悩みや子育ての楽しみを語り合いながら交流を深め、不安なく子育てを行えるまちの実現を推進するためのスタート事業と考えております。事業概要といたしましては大きく2つございます。1つは「(仮称)子育てタウンしらおい」ということです。行政、子育て支援団体、子育てサークル、その他関係機関が参加して、町内の子育て世代の親子を対象とするイベントを実施して不安なく子育てができるまちの実現に向けて取り組みを推進していくスタート事業と考えております。イベントの内容は子育てに関する情報提供、ステージ発表や講演会の開催、遊びのコーナー等を設置して地域住民が子育てに関する悩みや楽しみを語りあいながら交流を深めるということとしております。2点目としましては白老町子育てガイド作成でございます。町内の子育て関係施設、子育てに関するアドバイス、予防接種、健診等に関することなど子育てに関する総合的なガイドブックを作成し子育て世代や転入者に配布すると考えております。最終的效果としましては町内の子育てに関する取り組み情報を発信することができるのと同時に子育て世代の理解を広げることができるという事業と考えております。以上です。

○議長(山本浩平君) それでは引き続きまして資料4、5、6については本間経済振興課長、説明願います。

○経済振興課長(本間力君) 8ページのほうから説明させていただきます。資料4、地域特性を活かした商業・観光振興事業です。事業費につきましては1,020万円でございます。事業目的でございますが、2020年を見据えまして本町の豊かな地域特性資源を活用した商業・観光の活性化に向けた町内事業者等の主体的持続可能な取り組みを支援をするということで販売促進、集客力の向上、滞留滞在時間の機能強化を見据えまして地域活性化を図ることを目的としています。事業概要につきましては実施主体は白老町商工会、事業対象につきましては町内事業者等としております。対象事業としましては大きく2つ。本町の地域特性を活かした商品サービスの開発、商品等の改良やリニューアルその他、販売促進を図るための事業。それから本町の特性を活かした観光客等の集客力等の向上、滞留滞在機能の強化、リピーターの拡大を図るための事業ということを想定しております。助成金額は上限200万円、10分の10ということで定額を予定しております。事業状況は記載のとおりで事業の流れとしましては、町より助成金で商工会へ主体とやっただきまして公募により選考審査を経て事業採択していきたいと考えております。事業効果でございますが、この事業につきましては今年度、国の基礎交付金をいただきすでに実施している取り組みでございまして、前回800万円想定事業の中で14件の募集がありまして6件すでに採択をしている実績がございまして、今回のこの先行型交付金を活用させていただきまして引き続き事業効果を図っていきたいと考えております。

続きまして9ページ、資料5でございます。空き店舗活用・創業支援事業でございます。事業費につきましては1,600万円でございます。事業目的でございます。民族共生の象徴空間開設に伴う交流人口の増加を見据え、受け皿となる商業・観光産業につきまして町内の空き店舗等を活用した創業支援を行い集客力の向上、滞留滞在機能の強化等を図り地域経済の活性化を図



ることを目的としております。事業概要でございますが大きく3つでございます。1点目、空き店舗の実態調査ということで商店街等における空き店舗の実態調査を把握し所有者の居住状況、移転や物件等の賃貸における意向確認を含めた実態調査を行っていきたいと考えております。2点目、家主の移転等に対する助成金の交付。住居併設の空き店舗につきましては店舗部分の利活用が図りづらい傾向にあるということで家主が移転しまして当該空き店舗を売却又は賃借物件に供する場合に移転経費及び該当物件の修繕等に対し助成を行うということでございます。助成金は対象経費の10分の10以内、上限200万円、目標としまして3件600万円の計上でございます。3点目、創業支援でございます。空き店舗を活用して開業する事業主に対して開業に伴う経費のうち300万円を上限として助成金を交付したい。対象者は町内外から公募し事業効果を総合的に審査し決定したい。また商工会や金融機関と連携いたしまして経営相談や融資斡旋など創業支援を行っていきたいと考えております。助成金は対象経費の10分の10以内ということで上限300万円の3件を目標としまして900万円計上させていただいております。移転支援、創業支援の流れでございますが、以下に記載のとおり町より意向調査それから創業支援に関しては公募、それぞれ募集を行いまして最終的に商工会や金融機関の審査を経て助成金を交付していきたいと考えております。事業内訳につきましては記載のとおりそれぞれ目標設定を行い委託料、空き店舗実態調査100万円を計上して1,600万円の計上でございます。事業効果でございますが資料4で記載しています地域特性を踏まえて今回、中心市街地を含めて町内の空き店舗をターゲットしております。こちらこの部分をターゲットといたしまして2020年を見据えて観光客等の集客力の向上であったり滞留滞在機能の強化を踏まえて地域経済の活性化が期待できるものと考えております。

最後でございます。11ページ資料6、白老おもてなし環境整備事業でございます。国立博物館、「民族共生の象徴となる空間」の開設に先立ち白老町全体で機運を高め積極的な情報発信とオール白老での受け入れ環境の整備とおもてなし体制を推進し、特に海外から交流人口及び滞在滞在時間の増加を図ることを目的としながら取り組んでいきたいと考えております。事業概要でございますが大きく4点ございます。まず1点目、統一デザイン作成ということで1番後ろにイメージ図載せてございます。町内事業者等へイランカラプテ運動への参加を募り参加店に対し統一デザインののぼりと看板を提供し店舗前等の目立つ位置に設置していただきポロト湖畔や本町の玄関口となる駅や国道等へ人目につく場所にも設置していき地域全体の機運醸成を図りたいと考えております。参加者につきましては目標100事業者を想定しております。2番目、Wi-Fiルーター等機器導入の一部助成、インバウンドの誘致には必須でございますWi-Fi環境の充実と、Wi-Fiスポットを拡充のため、導入していない町内事業者に対しWi-Fiルーター等の機器導入の一部を助成していきたいと思います。Wi-Fiスポットを拡充し利便性の向上を図ることで町内の周遊につなげ滞在・滞在時間時間の増加を図るということで目標としましては新規導入20事業所を考えております。3番目、多言語パンフレットでございます。多言語対応QRコードでSNS等に対応するパンフレットを作成し道内外の主要な観光・交流拠点等に設置することを本町へ誘導するとともに、上記のWi-Fi利用可能な箇所をマップに掲載し、来訪者へ利便向上と滞在・滞在時間の増加を図っていきたいと考え

ております。これに関しましては着地型パンフレットと誘導型パンフレットということで英語・日本語併記したものをソーシャルサイトいわゆる電子媒体につなげていくような仕組みで着地型というのは町内に来た方の町内で周遊していくもの。誘導型というものは町外に空港であったりレンタカーでの誘導型を行い、パンフレットの中で白老町に来ていただくような仕組みをこの事業をもってやっていきたいということで考えております。4番目、おもてなし研修会でございます。上記のご説明しました1から3の事業展開と合わせ町内事業者のおもてなし研修会を開催し、心のこもったおもてなしと接客を行うための何が必要かを学び実践し、来訪者の満足度を高めることで今後リピーターにつなげていきたいということを考えております。事業内訳に関しましては記載のとおりで統一デザイン作成295万円、Wi-Fiルーターの設置で40万円、おもてなし研修会で15万円、多言語パンフレット150万円、事務費など40万円計上さして計540万円でございます。事業効果でございますが推進会議主体で2020年に向けて取り組んでいるところですが、今後もますます町が一丸となって機運醸成を図りながらこの取り組みを強化していく上で、おもてなし環境事業を全般的に行っていきたいと、特に外国人の海外からの訪日旅行客がふえる傾向でございまして、特にスマートフォン等の利用形態が非常に多くなっていることでこの事業を使って周辺エリアの状況、環境整備を行っていきたいと考えてその中で事業効果が一定に図れるかなとというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただ今、議案の説明が終わりました。これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。本会議に向けて特に確認しておきたいこと今の説明で聞きもらったことございましたら、どうぞ遠慮なく質疑を許します。追加説明があるみたいです。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 先程、私の補正予算の説明の中で子育てタウンしらおい推進事業のご説明の中で子育てガイドブック作成を私のほうから3,000部とご説明申し上げましたが説明資料の3の7ページには2,000部ということで大変申し訳ない。2,000部ということで訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） どうぞ質疑を許します。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 内容の事より26日議会ありますよね。今回説明ありました。この部分については9月4日の全員協議会で説明されて、きょうの説明会で具体的に説明ありましたが、この件数を26日に議案審査すると3回しか質問できません。これは一括全部やるといったらかなり審議に消化不良あるいは審議が不十分になるという可能性があると思うのですが、その辺の部分で町は考えてこれだけの案件をきょう説明して26日に議決しろという考えの議会運営上の議案提案の仕方をしてきたのか、内容見ても説明受けてもわからないです。過去の例で竹浦の失敗もありますから議論の余地があると思うのですが、その部分でも26日で終わるという考え方になるのか町の考え方をお聞きしたい。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の補正予算に関しましては中身が確かに濃いということがございまして、当初予定していました人事員勧告の条例改正もあったものですから、それと合わ

せて本来なら臨時的事業は当日説明というこれまでの流れによってありうる状況であったと思いますが、今回は案件も案件ということで本日の議会説明会を別途設定していただいた中できちっと説明をさせていただいて、26日の議案審査ということで考えて設定させていただいたということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 26日そういう考えで質問していただきたいということですね。もう1件、るる説明資料の中で地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金とありました。各事業の内容はありましたが地域活性化はどのような目的、具体的にどういうこと言っているのか。あるいは地域住民生活緊急支援交付金とあるが、これは内部でどのような事業が各課から上がってきたのか、白老町で本来本当に生活緊急支援交付金を使って白老町の町民の生活の充実を図るといふ部分でこの事業の中にはどれだけの事業が各課から上がってきたのか、みんな委託業者に任せていると思いますけど、どのような事業があつて上がってきたのかそれだけまず押さえておきたいと思いますので、地域活性化事業で農林水産なんか入っていない、該当にならないのかどうなのか。地域住民生活等緊急支援交付金はどういうものが該当して町としてこういうものがあつただけで今回これだけしか載せてないよとなつたのかそれだけお聞きします。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） ただ今の表題にあります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金という内容につきましてですけど、これは当初に出された交付金の名称でありましてこの名称で基礎交付分というのは3月の補正でつくった分と、今回の上乗せ分と分かれていまして、これは当初から使われている名前でございます。基礎交付分で白老町は何をやったかというところ今の生活緊急支援分というのはプレミアム商品券ですとかそういう事業が基礎交付分でやっています。地域活性化というのはいわゆる地方創生の先行型部分ということで水産にも農業にも基礎交付分が充てております。今回の上乗せ分では本日説明した事業内容ということで基礎分と今回の上乗せ分と合わせて総合的な最初の交付金の名称ということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 前回もこの部分が既存の事業に振り替えて財源振替した事業はたくさんありますよね。この辺の部分整理された今課長の言った充てられた事業の一覧表っていうのは整理されていますよね。もしあれば提出していただきたいです。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩致します。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前10時47分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 基礎交付分で実施された事業の一覧表ということで承ります。

○議長（山本浩平君） 提出するというのでいいのですね。ほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終了いたします。

日程第2、議案第4号 白老町副町長の選任につき同意を求めることについて。

日程第3、議案第5号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて。

日程第4、議案第6号 白老町教育委員会委員選任につき同意を求めることについて。

これらの議案は人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配布される議案であります。したがって本日の議案説明会においては議案説明ができないものもあり審議当日の説明になります。議案第5号の教育長と議案第6号の教育委員の選任については法律の改正により教育委員会の制度改革が行われ新体制へ移行する初めての選任同意の議案となります。そのため新制度の新教育長、教育委員について説明をお願いしたいと思います。

高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 議案第5号、6号に関連しまして議長からありましたように制度改革がございました。以前、説明の機会をもうけさせていただいて全体的な説明をしているのですが、選任同意ということで教育長、教育委員のところを中心に説明させていただきたいと思います。レジメにしたがって説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月に公布されまして平成27年4月1日から施行されているとこととでございます。白老町教育委員会としては、この改正法の経過措置によりまして旧制度の体制を継続していましたが現教育長の教育委員としての任期満了が12月3日になります。このことに伴いまして12月4日から新制度による体制へ移行するということとございまして今回説明させていただきます。まず1つ目、改革の趣旨でございます。今回の改正では教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長の連携の強化を図ることなど制度の抜本的な改革を行われているものです。政治的中立性、継続性・安定性を確保するため教育委員会については引き続き執行機関とするもので、その職務権限等は従来とおりとするという内容でございます。2番目、制度改革の主なポイントとしまして全体概要ですけれども4つございます。1つ目が教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置ということとでございます。2点目が教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。3点目が全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置するということです。原則、首長が招集になります。4点目として教育に関する「大綱」を首長が策定するということとでございます。3番目、教育委員会の現行制度と新制度の比較ということで新教育長の部分と次のページ教育委員会の教育委員さんの部分についての比較表という形で現行制度と改正後制度の説明をさせていただきたいと思います。目的ですけど「新」教育長の部分です。首長が直接教育長を任命することにより任命責任が明確化します。2つ目、第一義的な責任者が教育長であることが明確化される。緊急的にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集機会を判断するというので迅速な対応につながるということとでございます。任期ですけれども現行制度4年だったものが今後、新制度になりますと3年になります。任命関係ですけど

現行制度では首長が教育委員会を議会の同意を得て任命した後に教育委員会が教育委員の中から教育長を任命するという形でしたが、新制度においては首長が議会の同意を得て直接教育長を任命することになってございます。身分関係ですけれども教育長としては一般職ということになります。委員としては特別職という部分もございましたけれども両方の意味付けがあったということで改正後の制度におきましては常勤の特別職ということで位置づけになっております。教育委員会との関係ですけれども現行制度においても改正後の制度においても教育委員会の一員ということで間違いのないのですが現行制度では教育委員と兼務という形でしたが新制度では教育委員という立場ではなく教育長の立場でございます。主な役割としましては現行制度、左側ですけれども教育長、教育委員長がそれぞれでございますけれども、それを改正後の教育長、新教育長が全体の会務を総理し会を代表するという形で業務を全体として行うということになっております。尚、職務代理者については現行制度では教育委員の中から教育委員会が指定するという形でしたが、今回は教育委員会の中から教育長が直接指名するという形になってございます。事務執行分については事務局職員に委任することが可能という状況になっております。2ページでございますけれども教育委員会、教育委員についての部分でございます。こちらについては目的として「新」教育長の判断によりまして教育委員会は教育委員への迅速な情報提供や会議招集の実現、審議の活性化、教育委員によるチェック機能の強化が図られるということでございます。会議の透明化のため原則、会議の議事録の作成、公表が明文化されております。教育委員の任期ですけれどもこちら現行、新制度変更はなく4年です。任命関係についても同様に変更はございません。身分関係についても同様に特別職の非常勤ということで変更はございません。位置づけにつきましても合議制の執行機関ということで同様の考え方となっております。組織なのですけれども組織につきましても教育委員長が教育委員ということで制度的には現行の教育委員長は任期満了までは教育委員として在職できるということになってございます。教育委員（教育長）の部分であらたに「新」教育長ということでございます。会議の招集でございますけれども現行制度では教育委員長でございますけれども新制度になりますと会議の招集は「新」教育長が行うのが1点と、委員の定数3分の1以上の請求によって会議の招集ができるということになってございます。会議の議決です。現行制度、出席委員の過半数ですけれども過半数の同数の場合は教育委員長が決すということになっていましたけれども改正後の制度では出席者の過半数となっています。可否同数の場合は「新」教育長が決するというようになってございます。説明のほうは以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただ今、制度内容の説明が終わりました。ただ今の説明に対し特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

1番 山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。職務代理者についてもう少し詳しくお聞きしたいのですが、教育委員の中から教育長が指名するということなのですが万が一の事があった場合の職務代理者という考えなのですけれども、その場合教育委員さんの中が職務代理者になるということで事務は事務局職員に委任が可能になっていますけれども、次の教育長さんを選任される期間が長くなった場合、今いらっしゃる教育委員さんが職務代理者になると難しいことが起きた

りするのではないかと思うのですが制度的、国が改正した制度そのまま文章が文言が載っているのか確認したいです。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 法律の25条第4項に規定がございまして教育長が欠けた場合は職務代理者は教育委員の中から指名するという事になっています。実際の事務については事務局職員と課長が事務執行、代決と職務を遂行するという事となっております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして定例会11月会議の議案説明会は終了いたしました。

---

#### ◎閉会の宣言

○議長（山本浩平君） これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時00分）